

讀賣新聞

2011年(平成23年)

9月15日 木曜日

みなし労働時間訴訟
控訴審も原告側勝訴
労働時間の算定が難しい
場合に一定時間働いたとみ
なす「みなし労働時間制」
を巡り、阪急交通社の子会
社「阪急トラベルサポート」
(大阪市)の派遣添乗員・
豊田裕子さん(54)が、みな
し労働時間制を適用するの
は不當だとして、同社に未
払い残業代などを約112万
円の支払いを求めた訴訟の
控訴審判決が14日、東京高
裁であった。福田剛久裁判
長は、「添乗員が記録した
日報を利用して、労働時間
を算定することが可能」と
して、1審・東京地裁と同
様、原告側勝訴の判断を示
した。残業代については、
原告側の請求を全面的に認
めた1審判決の認定額を減
額し、会社側に約102万
円の支払いを命じた。

長は、「添乗員が記録した
日報を利用して、労働時間
を算定することが可能」と
して、1審・東京地裁と同
様、原告側勝訴の判断を示
した。残業代については、
原告側の請求を全面的に認
めた1審判決の認定額を減
額し、会社側に約102万
円の支払いを命じた。

阪急交通子会社

控訴審でも敗訴

未払い残業代訴訟

何時間働いても定額の日

当しかもらえない「みなし

労働時間制」の適用は不當
として、阪急交通社の子会
社「阪急トラベルサポート」
(大阪市)の派遣添乗員の

女性(54)が未払い残業代の
支払いなどを求めていた訴
訟の控訴審判決が14日、東

京高裁であった。福田剛久
裁判長は一審と同様、原告
の請求をほぼ認め、未払い
残業代約51万円の支払いな
どを命じた。

女性は阪急交通社の国内
旅行を担当。会社は「労働
時間の把握が困難」として
所定内8時間、所定外3時
間の計11時間を1日の労働
時間と見なして日当1万5
00円を支払い、残業代は
払っていないかった。判決で
は、報告書などで女性の勤

務が確認できた2007年
3月から08年1月までの残
業代と、同額の付加金の支
払いを命じた。阪急トラベ

ルサポートは「添乗業務の
実態からかけ離れた判決で
到底承服できない。上告す
る方向だ」としている。

2011年(平成23年)

9月15日 木曜日

